

## 「元号法」に忠実な新元号の公布を切望する

(京都産業大学名誉教授) 所 功

明けて平成三十一年(二〇一九)は、お正月三が日、快晴に恵まれた。二日の皇居一般参賀にも、十数万の人々が訪れている。

この「平成」という元号は、ご存じの通り、昭和六十四年(一九九八)一月七日、早朝に天皇が崩御され、午前十時に皇居正殿(松の間)で「劍璽等」を承継された新天皇のもとで、政府が決定の手続きを踏み、午後二時半ころ公表、翌八日午前零時から施行されたのである。

それはすべて、約十年前に制定された「元号法」とその手続き要件に基づくもので、まったく非の打ち所がない。従って、今回も大筋それに準じて執り行われると思ってきた。

ところが、一昨年六月「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」を制定する際の付帯決議3に、国会として「政府は、本法施行に伴い元号を改める場合……改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないよう……広く国民の理解が得られるものとなるよう、万全の配慮を行うこと」を求めている。

それを受けて、政府はいろいろ検討を重ね、5月1日の新天皇陛下ご即位に先立って「4月1日……新元号を閣議決定……後に官房長官が速やかに記者会見で発表する。／同日中に天皇陛下が新元号の記された政令に署名、一両日中に官報への掲載をもって公布する。元号を切り替える政令の施行日は5月1日とする」との「方針を固めた」という(産経新聞元日朝刊。他紙も年末年始に特報)。

しかし、これでよいのだろうか。現在の政府も国民も、元号の改定(改元)について依拠すべきものは、四十年前に制定され、三十年前、忠実に適用された「元号法」である。

その1に「元号は、政令により定める」とある。従って、政府が元号文字の考案を碩学に依頼し、典拠の確かな複数案が「国民の理想としてふさわしいようなよい意味をもつものであること」など数項目の要件に叶うかどうかを精査した上で、有識者や衆参両院正副議長に意見を聴き、閣議において決定してから、「政令」案を早めに作成することは、可能であり必要であろう。また、その内定案を事前(今回は一ヶ月前)に予告発表することも、国会の付帯決議を考慮すれば、容認するほかない。

ただ、その「政令」案は、現行憲法の第七条に基づき、時の天皇が御名を親署され御璽を押印せしめられてから、「公布」することになっている。その天皇は、「一世一元」制度を原則とする改元であるから、五月一日に即位（古来「踐祚<sup>せんそ</sup>」という）される新天皇陛下でなければならぬ。

何となれば、「元号法」の2に、「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」と明示されている。今回は、「皇室典範特例法」により、今上陛下（85歳）が四月三十日限りで「退位」されると、皇太子殿下（59歳）が翌五月一日午前零時から法的に新天皇となられ、その日のうちに「皇位とともに伝わるべき由緒あるもの」として「剣璽等」を承継し、儀を経て、名実ともに「皇位の継承があつた」状況になられる。

従って、新元号は、政府が事前に閣議決定し内定案として発表する場合、その「政令」案は五月一日、新天皇陛下による署名手続きを経なければ、正式に公布することができない、と解するほかないであろう（この点、数名の著名な憲法学者に確認同意済み）。

ちなみに、毎日新聞の昨年12月18日朝刊によれば、内閣の事務方は、政令に「新天皇の即位と署名」を待ってから公布すれば、「天皇の国政関与を禁じる憲法第4条違反と指摘されかねない」などと懸念しているという。

しかしながら、憲法自体が政令の公布を天皇の国事行為としており、「元号法」も「政令により定める」と決めている。従って、新天皇が即位直後に国家・国民統合の象徴として最初になさるべき国事行為こそ、何より重要であり優先しなければならない。

もしも政府が、事前発表を形式的に正当化するため、今上陛下に御署名を強要するようなことは、全く不自然であり不適切だとのそしりを逃れ難い。敢えて申せば、新元号・新時代に瑕疵<sup>かし</sup>どころか汚点・禍根を残すことになる。

願わくば、新元号は前回の「平成」改元と同様、現行の「元号法」を忠実に適用して、今回一ヶ月前に内定案を予告発表するとしても、その政令は皇位継承の事実が発効する当日、新天皇陛下の署名手続きを経て、正式に堂々と公布されることを、法治国家の一国民として切望する。

（平成三十一年一月三日記）